

## 報道資料

平成22年9月24日

## 職場における受動喫煙防止対策等実施状況調査結果概要

本調査は、「職場における喫煙対策に関する指針」（平成15年7月勤務条件局長通知）に基づく職場における受動喫煙防止対策の実施状況を把握するため実施しました。

今回の結果は、前回調査時（平成17年1月）と比べると全面禁煙及び空間分煙の対策が進んでいるものの、空気環境測定等改善を要する項目も見受けられました。

今後、指針のより一層の周知徹底を図るとともに、厚生労働省において現在検討されている受動喫煙防止対策の新たな動向も見据えながら、受動喫煙防止対策の更なる推進及び徹底を図っていくこととしています。

## 1 調査対象官署及び実施時期

○ 調査対象官署：非現業国家公務員（約30万人）の勤務する官署のうち本府省（36）、管区機関（173）は全官署、その他の機関は約10分の1に抽出した591の官署の計800の官署

○ 実施時期：平成22年5月1日現在

（参考）

前回調査

○ 調査対象官署：本府省（37）、管区機関（194）、その他の機関は10分の1に抽出した612の官署の計843官署

○ 実施時期：平成17年1月1日

## 2 調査結果概要

## (1) 全面禁煙、空間分煙の状況

- ・ 指針で示しているとおおり、すべての官署において全面禁煙又は空間分煙が実施されていた。
- ・ 庁舎内を禁煙にしている全面禁煙の官署は192官署（24.0%）で、前回調査の83官署（9.8%）から増加しています。
- ・ 喫煙室を設置している官署は537官署（67.1%）で、前回調査の444官署（52.7%）から増加しました。また、指針において喫煙室の設置が困難な場合に設けることとされている喫煙コーナーの設置（喫煙室は未設置）官署は71官署（8.9%）でした。

（注） 「喫煙室」は、非喫煙場所と完全に仕切られている場所、「喫煙コーナー」は、出入口等が仕切られていない場所をいいます。

## (2) 喫煙室の設備

- ・ 喫煙室の総数は1,144か所（前回1,063か所）で、指針のとおり、喫煙室に排気装置を設置している割合は、88.3%（1,010か所）で、設置率では前回調査時の85.7%から若干増加しました。また、排気装置が未設置で空気清浄装置のみを設置している割合は9.5%（前回13.7%）、どちらも設置していない割合は2.2%（同0.6%）でした。

## (3) 喫煙コーナーの構造及び設備

- ・ 指針のとおり、喫煙コーナーを、天井までのパーテーション等で仕切り、出入口を天井からスクリーン等を下ろしている割合は23.9%（44か所）で、設置率では前回調査の5.2%から増加しています。
- ・ 指針のとおり、喫煙コーナーに排気装置を設置している割合は53.3%（98か

所)で、設置率では前回調査の28.2%から増加しています。

(4) 空気環境測定

- ・庁舎内に施設管理権のある喫煙室又は喫煙コーナーを有する官署のうち、指針のとおり空気環境測定を実施し、かつ、指針で定める空気環境基準を毎回全ての場所で達成している割合は38.3% (204官署) でした。

(注) 「施設管理権のある」とは、喫煙室等の施設について設備等管理する権限がある場合を示しています。

(5) 全面禁煙の予定

- ・庁舎内に施設管理権のある喫煙場所を有する官署 (533官署) のうち、今後全面禁煙に移行する予定のある割合は5.3% (28官署) で、9割以上の官署では「今のところ考えていない」としています。

以 上

問 合 せ 先	人事院職員福祉局 職員福祉課健康安全対策推進室長 中山 鋼 職員福祉課健康安全対策推進室 健康管理専門官 芳川 陽子  電話(03)3581-5311 (内線2567) (03)3581- 5336 (直通)
------------------	--

# 職場における受動喫煙防止対策等実施状況調査実施結果

平成22年9月  
職員福祉局

第1表 喫煙場所別官署数

喫煙場所	計		本府省		管区機関		その他	
	官署数	構成比	官署数	構成比	官署数	構成比	官署数	構成比
庁舎内に喫煙場所無し	192	24.0%	2	5.6%	20	11.6%	170	28.8%
喫煙室	537	67.1%	31	86.1%	141	81.5%	365	61.8%
うち、喫煙コーナー設置	44	5.5%	1	2.8%	12	6.9%	31	5.2%
うち、その他の喫煙場所設置	8	1.0%			2	1.2%	6	1.0%
うち、その他の喫煙場所設置	57	7.1%	3	8.3%	10	5.8%	44	7.4%
喫煙コーナー(喫煙室は未設置)	71	8.9%	3	8.3%	12	6.9%	56	9.5%
うち、その他の喫煙場所設置	8	1.0%	1	2.8%	2	1.2%	5	0.8%
計	800	100.0%	36	100.0%	173	100.0%	591	100.0%

注1:構成比は、調査官署数に占める割合である。

注2:「庁舎内に喫煙場所無し」には、合同庁舎等で別の入居者が占有する喫煙室等があっても、官署としては、庁舎内全面禁煙である場合も含む。

第2表 喫煙室の設備別喫煙室数

設備	計		本府省		管区機関		その他	
	室数	構成比	室数	構成比	室数	構成比	室数	構成比
排気装置	1,010	88.3%	113	97.4%	330	86.4%	567	87.8%
空気清浄装置のみ	109	9.5%	3	2.6%	28	7.3%	78	12.1%
どちらも設置していない	25	2.2%	0	-	24	6.3%	1	0.2%
計	1,144	100.0%	116	100.0%	382	100.0%	646	100.0%

注1:構成比は、喫煙室数に占める割合である。

注2:喫煙室数は、施設管理権のある場合に限る。

第3表 喫煙コーナーの設置場所別官署数(複数回答)

喫煙コーナー場所	計		本府省		管区機関		その他	
	官署数	構成比	官署数	構成比	官署数	構成比	官署数	構成比
廊下の一部	44	42.3%	1	33.3%	11	52.4%	32	40.0%
ロビーの一部	26	25.0%	1	33.3%	5	23.8%	20	25.0%
休憩室の一部	14	13.5%	2	66.7%	3	14.3%	9	11.3%
事務室の一部	7	6.7%	0	-	1	4.8%	6	7.5%
会議室の一部	4	3.8%	0	-	1	4.8%	3	3.8%
食堂の一部	2	1.9%	0	-		0.0%	2	2.5%
その他の場所	20	19.2%	0	-	3	14.3%	17	21.3%
最上階の階段踊り場又は屋上出口	5	4.8%	0	-	0	-	5	6.3%
給湯室	4	3.8%	0	-	1	4.8%	3	3.8%
その他	11	10.6%	0	-	2	9.5%	9	11.3%
計	104	100.0%	3	100.0%	21	100.0%	80	100.0%

注1: 構成比は、喫煙コーナーを設置していると回答した調査官署数に占める割合である。

注2: 喫煙コーナーは、施設管理権のある場合に限る。

第4表 喫煙コーナーの構造別数

構造	計		本府省		管区機関		その他	
	コーナー数	構成比	コーナー数	構成比	コーナー数	構成比	コーナー数	構成比
パーテーションとスクリーン	44	23.9%	16	76.2%	20	38.5%	8	7.2%
パーテーションのみ	51	27.7%	5	23.8%	10	19.2%	36	32.4%
どちらも設置していない	89	48.4%	0	-	22	42.3%	67	60.4%
計	184	100.0%	21	100.0%	52	100.0%	111	100.0%

注1: 構成比は、喫煙コーナー数に占める割合である。

注2: 喫煙コーナーは、施設管理権のある場合に限る。

第5表 喫煙コーナーの設備別数

設備	計		本府省		管区機関		その他	
	コーナー数	構成比	コーナー数	構成比	コーナー数	構成比	コーナー数	構成比
排気装置	98	53.3%	19	90.5%	20	38.5%	59	53.2%
空気清浄装置のみ	67	36.4%	2	9.5%	31	59.6%	34	30.6%
どちらも設置していない	19	10.3%	0	-	1	1.9%	18	16.2%
計	184	100.0%	21	100.0%	52	100.0%	111	100.0%

注1: 構成比は、喫煙コーナー数に占める割合である。

注2: 喫煙コーナーは、施設管理権のある場合に限る。

第6表 空気環境測定状況別官署数

実施回数	計		本府省		管区機関		その他	
	官署数	構成比	官署数	構成比	官署数	構成比	官署数	構成比
3か月に1回以上	267	50.1%	12	52.2%	88	68.8%	167	43.7%
空気環境基準を毎回すべての場所で達成	204	38.3%	10	43.5%	68	53.1%	126	33.0%
空気環境基準を場所又は測定時期により未達成	63	11.8%	2	8.7%	20	15.6%	41	10.7%
3か月に1回未満	25	4.7%	2	8.7%	10	7.8%	13	3.4%
空気環境基準を毎回すべての場所で達成	22	4.1%	2	8.7%	8	6.3%	12	3.1%
空気環境基準を場所又は測定時期により未達成	3	0.6%	0	-	2	1.6%	1	0.3%
未実施	241	45.2%	9	39.1%	30	23.4%	202	52.9%
計	533	100.0%	23	100.0%	128	100.0%	382	100.0%

注1: 空気環境測定は、平成21年4月以降調査時点までの間の状況とした。

注2: 構成比は、施設管理権のある喫煙室又は喫煙コーナーを有する官署数に占める割合である。

第7表 全面禁煙予定の状況別官署数

移行予定	計		本府省		管区機関		その他	
	官署数	構成比	官署数	構成比	官署数	構成比	官署数	構成比
今後移行する予定	28	5.3%	2	8.7%	5	3.9%	21	5.5%
今のところ考えていない	485	91.0%	20	87.0%	116	90.6%	349	91.4%
全面禁煙に移行したいが困難	20	3.8%	1	4.3%	7	5.5%	12	3.1%
計	533	100.0%	23	100.0%	128	100.0%	382	100.0%

注: 構成比は、施設管理権のある喫煙場所(喫煙室、喫煙コーナー以外を含む。)を有する官署数に占める割合である。

(参考)

職場における喫煙対策に関する指針（平15.7.10）の概要

項 目	内 容
全面禁煙・空間分煙	○少なくとも空間分煙を確保。 ○可能な範囲で全面禁煙の方向。
空間分煙の場合の考え方	○喫煙室を設ける。 ○困難なときは、喫煙コーナーを設ける。 ○可能な範囲で喫煙場所を庁舎外に設けることが望ましい。
喫煙室の設備	○排気装置を設置。 ○必要な整備を完了するまでの間は、空気清浄装置を設置。
喫煙コーナーの設置場所	○事務室及び会議室以外（食堂は勤務時間中は禁煙）。
喫煙コーナーの構造及び設備	○喫煙コーナー以外の場所から仕切るための設備を設置。（例）・天井までのパーテーション等で仕切る。 ・出入り口は天井からスクリーン等を下ろす。 ○排気装置を設置。 ○必要な整備を完了するまでの間は、空気清浄装置を設置。
庁舎内の空気環境測定	○測定場所等 ・浮遊粉じん及び一酸化炭素濃度は、喫煙室等、非喫煙場所との境界、隣接する事務室等（3カ所以上）で実施。測定点は、原則、床上約1.2～1.5m。 ・気流の風速の測定点は、非喫煙場所と喫煙室等との境界の開口面の上部、中央部、下部の3点。 ○測定回数は、3月に1回以上 ○空気環境基準 ・浮遊粉じん濃度 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下 ・一酸化炭素濃度 10ppm 以下 ・喫煙室等へ向かう気流の風速 0.2m/s 以上